

剽窃定義確認書

年 月 日

早稲田大学経済学研究科長 殿

早稲田大学 大学院経済学研究科 年

本人氏名 _____ (印)

年 月 日 生

私は、研究科要項および裏面に記載のある剽窃に関する定義を理解し、修士論文提出において、剽窃または剽窃と疑われる行為を一切行わないことを誓約いたします。なお、万が一、当該行為を行なった場合には、厳重な処分（無期停学・当該学期成績無効・修士論文不合格等）を受けること、学位取得後であっても学位取消となることを十分に認識した上で、論文執筆を進めていくことを誓約いたします。

修士論文・試験・レポート等に関する注意事項

修士論文・レポート課題・定期試験等すべての試験は、厳正な実施を旨とするので、学生としての本分に照らし、公正に受験すること。不正行為があった場合、**厳重な処分（無期停学・当該学期に登録した全科目の成績無効等）**を行なう。

不正行為とは、以下のものが含まれる。

- ①修士論文およびレポートにおける盗用・剽窃行為（学期末のレポート課題にかぎらず、学期中に課されるレポート課題も含まれる。詳細は下記参照。）
- ②中間試験・学期末試験等、試験におけるカンニング行為
- ③授業における代返行為（出席のなり代わり。授業を欠席したにもかかわらず、他の学生に出席確認の代返を依頼すること、また他の学生からの代返依頼を引き受けることも不正行為にあたる。）
- ④その他、授業に臨むものとして適切でない行為

早稲田大学経済学研究科

修士論文・レポートにおける盗用・剽窃行為とは

大学生には、「レポート」と呼ばれる課題を執筆し提出する機会がしばしばあります。演習科目（少人数で、プレゼンテーションとディスカッションが中心になる科目です）では必ずレポートが課されますし、講義科目でも、通常の試験の他にレポート提出が課される場合、試験の代わりにレポートにより評価が行われる場合等があります。レポートの執筆は大学生としての生活の重要な一部をなすと考えてください。

したがってレポートの書き方について注意すべきことは数多くあります。ここでは、一つだけもっとも重要なことを注意しておきます。レポートとは、課題図書、参考文献、資料などを読み、調べ、必要に応じてその内容を整理し要約した上で、自分の文章で自分の考えを述べたものです。書物やウェブ上のサイトからの、他人の文章の抜書きや丸写しは、修士論文やレポートとして認められません。もちろん、ウェブ上の他人の文章をそのままコピー&ペーストしただけのもの、あるいは一部でもそうした部分を含むものを論文（レポート）として提出することは許されません。先行研究の紹介やイントロダクション部分においても同様のことが言えます。これは、試験におけるいわゆるカンニング（他人の答案や持込の禁止されている資料を写すこと）と同様、不正行為に当たります。レポートや修士論文の盗用・剽窃行為が発覚した場合、**当該学期における全履修科目の成績無効をはじめとする厳格な処罰をもって臨みます**。

ただし、他人の文章やアイディアをまったく利用してはならない、ということではもちろんありません。「引用」と「盗用」あるいは「剽窃」とは違います。レポートのなかで他人の文章をそのまま借用したり、あるいはレポートの中心になる重要なアイディアを他人の文章に頼ったりした場合は、その文章の出所を（つまり、だれがどこに書いた文章であるかを）、引用や参照のルールにのっとって示し、その部分は自分の書いた文章（あるいは自分で考えたアイディア）ではなくて、誰から借りたものであることを明らかにする必要があるのです。そうすれば「引用」といえます。他人から借りた文章やアイディアの出所を示さずに、自分の書いたものとして（自分の名前と学籍番号を書いて）提出すると、「盗用」または「剽窃」となるのです。

どのように引用すれば不正行為にならないかは、講義のなかでもしばしば注意を受けるでしょうが、以下の参考文献に挙げられている書物を読んで、よく理解するよう務めてください。基本となるルールは次のものです。

- 他人の文章を書き写す場合（つまり引用する場合）には、かならずその文章全体を「（一重カギカッコ）でくる。文末の。（句点）は、「」の外に出す。引用文のなかに「」がある場合は、『』（二重カギカッコ）に変える。そして著者名、著書（あるいは論文や記事）のタイトル、該当ページ数（および出版社や出版年）がわかるようにする。

例：「大学教師が剽窃にキビシク対処しようとするのはなぜだろう。アカデミックな世界には、『人がそれなりの努力を傾注して調べたり考えたりして到達した真理・知識は、基本的には人類すべてのものとして共有されるべきである。しかし、その代わりに、それを生みだした人にはそれ相当の尊敬が払われなければならない』という基本的なルールがある。剽窃はこのルールに違反している。論文の剽窃が厳しく咎められるということは、学生もこのアカデミックな世界の一員と考えられているということだ」（戸田山和久『論文の教室』、日本放送出版協会、2002年、34-35頁）。

ウェブ上のサイトからの引用の場合は、アドレスと、アクセスした日付けを明記してください。すでにワープロソフトの註作成機能になじんでいる人は、それを利用して脚註をつけてもかまいません。

- 文章をそのまま引用したわけではなくても、要約というかたちで利用したもの、アイディアを得るために参考にしたものがあれば、同じように著者名、タイトル、ページ数（ウェブサイトの場合アドレスとアクセスした日付け）を示すのがルールです。

●とくにウェブ上の文章に関しては、「その文章は論文ではない」、「そのサイトに『無断引用を禁じる』と書かれていた」、「無料でリンクフリーのサイトだからいいと思った」などと言い訳する人がいますが、どれも通用しません。レポートにおける盗用または剽窃のポイントは、「学生が自分の文章でないものを、自分の文章として提出する」ということにあります。もともとのサイトの性格は問題ではないのです。たとえば、よく使われるサイトとして、新聞社や通信社のサイト、官庁のサイト、ウェブ上の事典・辞典の類、大学、高校、予備校などの教員が講義を補助する目的で開いているサイト、研究者や学生のウェブロゴや読書録、通信販売サイトの書評欄などがあります。いずれも無断（レポートのなかで明示せずに）利用すれば盗用または剽窃に当たります。

- 以上は、「絶対にやってはいけないこと」についての注意です。どのような場合に引用や要約を行うべきなのか、一本のレポートのなかで、どの程度の分量を引用や要約に頼るべきか、といったことについては、レポートを書きながら学んでください。以下に掲げる参考文献が助けになるでしょうし、不明な点、心配な点があれば、教員に遠慮なく相談してください。いいレポートを書くためには、自己流の書き方ではダメです。「うまい書き方」の技術を学んでください。

参考文献

小林康夫、船曳建夫編『知の技法』（東京大学出版会、1994年）

戸田山和久『論文の教室』（日本放送出版協会、2002年）

浜田麻里、平尾得子、由井紀久子『大学生と留学生のための論文ワークブック』（くろしお出版、1997年）

以上